

おもいやり

2019年12月 Vol.4

足利市人権推進広報紙 第4号
発行 令和元年 12月 1日
足利市総務部人権・男女共同参画課
電話：0284-70-8600
ファックス：0284-73-8066
E-mail：jinken@city.ashikaga.lg.jp

多様な性について 正しく知ろう！

様々な人権課題④

「性的少数者(LGBT)」

LGBTという言葉を知っていますか。LGBTとは女性の同性愛者(Lesbian)、男性の同性愛者(Gay)、両性愛者(Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender)の頭文字をとった言葉で性的少数者を表す言葉の一つとして使われています。

電通ダイバーシティラボが2018年に全国の20〜59歳の約60,000名を対象として行った「LGBT調査2018」によるとLGBTに該当するとした人は8.9%でした。8.9%という数字は11人に1人の計算です。誰にもカミングアウトできずに、悩んでいる人が身近にいるかもしれません。性別は、「身体性」「心の性」「好きになる性」の組み合わせにより、グラデーションのように1人1人異なっています。多様な性について正しく知り、誰もが自分らしくいることが尊重される社会にしていきたいませんか。



人権問題講演会を開催

令和元年7月31日、8月8・26日 足利市民プラザ 文化ホール

今年度の人権問題講演会は、令和元年7月31日、8月8日、8月26日に「性的少数者(LGBT)」、「子どもの人権」、「障がい者の人権」の3つのテーマについて開催しました。

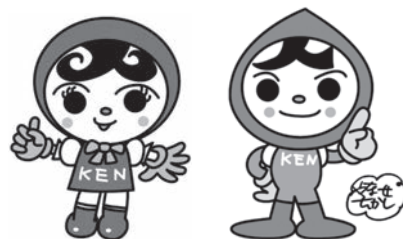
各回とも当事者の方や関係者の方が講師となり、各テーマについて分かりやすく講演をしていただき、現状について知ることができた大変貴重な講演会となりました。



↑講演会の様子



↑講演会の様子



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん 人KENまもる君

祝★子どもの権利条約採択30周年



西暦	内容
1924	「児童の権利に関するジュネーブ宣言」 ・第一次世界大戦の反省を含めて宣言 ・「子どもに対して最善のものを与える義務」
1948	「世界人権宣言」 ・世界中全ての人生まれながら自由であり、 平等な尊厳と権利を有するとした宣言
1959	「児童の権利に関する宣言」 ・ジュネーブ宣言及び世界人権宣言に 基づいた宣言 ・子どもは保護される存在という立場
1989	「子どもの権利条約」が国連総会で採択 ・子どもは保護される存在から、みずから権利 を行使する存在という立場
1994	・日本において「子どもの権利条約」を世界で 158番目に批准 ・4月22日批准、5月22日発効

2019年は「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が1989年11月20日の国連総会において採択されてから30年の節目の年です。日本は1994年に、世界で158番目にこの条約を批准しました。

この条約は世界中の18歳未満のすべての子どもが、ひとりの人間として持っている権利について定めた条約です。条約は前文と54条の条文から構成されていますが、大きく分けて子どもの4つの権利を守るように定めています。

- **生きる権利**
病気や怪我をしたら治療を受けられ、命を守られること
- **育つ権利**
名前や国籍を有し、家族とともに生活できること
持って生まれた能力を発達させるため教育を受けること
- **守られる権利**
あらゆる暴力や有害な労働、搾取などから守られること
- **参加する権利**
自由に意見を表現できること
団体を作ったり、集会に参加したりすること



↑子どもの権利に関する世界の動き

12月7日(土)に 「ひとtoひとのフォーラム足利2019」 を開催します

※詳細については、ポスター・チラシ、あしかがみ(11月号)をご覧ください。

国際連合総会で世界人権宣言が採択された12月10日は「人権デー」に指定され、国連をはじめ各国で「人権」をテーマに様々な行事が行われています。日本では、12月4日から10日を「人権週間」に定めて、全国的に人権意識の高揚を図るための啓発活動が展開されています。
足利市では、「ひとtoひとのフォーラム」の開催や人権推進広報紙「おもいやり」を発行し、一人でも多くの市民の方に「人権」を考えてもらえるような取り組みをしています。



「ひとtoひとのフォーラム足利2018」の様子



【第1部】表彰式



【第2部】講演会



入賞作品等展示

公民館で「出前講座」を開催しました

令和元年5月31日および7月3日に、葉鹿公民館・富田公民館で人権と男女共同参画に関する「出前講座」を開催しました。公民館からの依頼で講師として市職員が出向き、講座に参加された2公民館で延べ80名の市民の方々に對して、人権と男女共同参画の2つのテーマについて合計2時間ほどのグループワークを行いました。



↑ 富田公民館での出前講座の様子



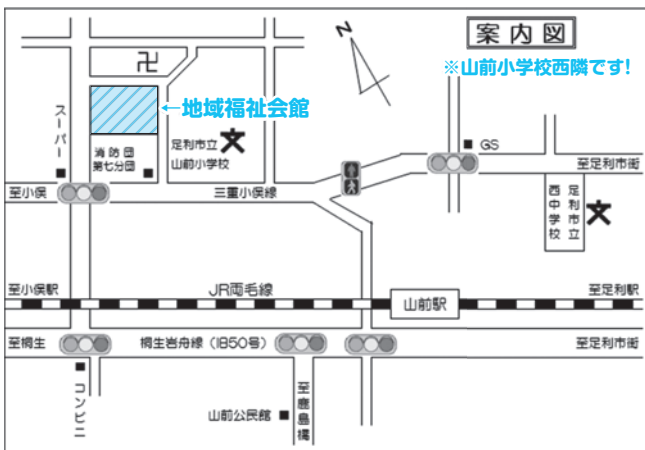
講義形式の講座では、グループワークの形式を採ったことにより、時間とともにグループ内での発言も増え参加者の方々が自ら、「人権」等について考えて頂ける良い機会になった様でした。出前講座については、今年度の2回に限らず、各方面でより良い講師・講座になれるよう今後も努めていきたいと考えている所です。

← 葉鹿公民館での出前講座の様子

ち い き ふ く し かい かん 地域福祉会館

地域社会に開かれた
コミュニティセンターを目指して

地域福祉会館は隣保館とも呼ばれ、社会福祉法に基づき、地域住民の生活の改善及び向上を目的とした隣保事業を実施し、同和問題をはじめとする人権問題の解決を図るため、昭和60年に設立されました。当館は、地域社会の中で福祉の向上や人権啓発・住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のため各種事業を行っています。



所在地 足利市山下町1312-1



相談事業は、相談員が常駐し、生活相談、住宅相談、職業相談、福祉相談などあらゆる相談を行っています。

各種事業としては、次の事業を実施しています。

- 社会福祉・健康増進事業：ウォーキング教室などの健康講座
- 啓発・広報活動事業：同和問題など様々な人権問題をテーマにした人権講演会やミニ人権展
- 教養・文化事業：山前歴史散策ウォーク
- 地域交流促進事業：児童対象の定例おはなし会やジュニア卓球教室

さらに

施設利用として、ヨガ・フォークダンス、俳句など現在約20サークル、約300人にご利用いただいています。

足利市の「人権擁護委員」

足利市人権擁護委員協議会

足利部会活動記録

市民の身近な相談パートナーとして、多様な活動を行っている人権擁護委員の活動の一部を紹介します。

◎足利市ふれあいのつどい

今年度も人権擁護委員ブースを開設し、人権イメージキャラクターKENもる君、人KENあゆみちゃんのマスコットの登場や啓発物品の配布などで来場者へ啓発活動を行いました。
期日…令和元年5月19日(日)
場所…足利市民体育館

人権擁護委員

「身近な相談パートナー」

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間ボランティアの方たちで、人権相談や各種啓発活動、人権侵害被害者の救済のお手伝いなどを行っています。ひとりで悩まず人権擁護委員までご相談ください。

【お問い合わせ先】

0570-0003-110
(みんなの人権110番)

◎人権の花運動

毎年、市内小学校4校で実施し、小学校在学6年間の中で一度だけ体験できる事業です。この事業は、児童が互いに協力しながら花を栽培することで、命の尊さを実感することを目的としています。

今年度は、毛野南小学校、名草小学校、梁田小学校、小俣小学校で実施しました。各小学校では、児童自ら鉢から花壇に花を植えたり、水を与えたりし、生育状況や開花の様子を観察記録や感想文にまとめるなどして、人権学習に取り組みました。

「人権の花運動実施後の児童アンケートから抜粋」
●花も人間と同じで命があるなんて、はじめて知りました。お友達といっしょにできてよかったです。

●人権の花を大切にします。もっと花を咲かせたいです。

●ちゃんと元気に育ってほしいと思いました。

●花がきれいだと気持ちもすっきりする感じがした。あらためて花の事を考えてみて、花つて良いなと思った。



贈呈式当日に花壇に花を植えた学校も!



お花を代表の児童に手渡し



毛野南小学校では贈呈式の後の人権教室にまもる君とあゆみちゃんも登場



「足利市には日本遺産・足利学校があります。そして学校には論語があり、今、小学生たちも論語の素読をしています。その論語の中に「恕」*の言葉があります。足利市民は互いに認め合い、思いやり、住み良い、明るい街にしていきたい」との思いから名づけられました。

*「恕」…「思いやり」のこと。

「子貢問いて曰わく、一言にして以て終身之れを行うべき者有りや、と。
子曰わく、其れ恕か。己の欲せざると所、人に施すこと勿かれ、と。」

(書さ下し文：足利市教育委員会編集・発行「論語抄」から)

題字の「おもいやり」とは